

政府施設における太陽光発電の PPA モデルでの導入について

令和 6 年 3 月 25 日
環 境 省

1. 経緯

- 政府施設における太陽光発電の計画的な導入のためには、予算の確保が課題となることから、政府実行計画において、必要に応じ、PPA モデル[※]の活用も検討することとされている。
- PPA モデルでの太陽光発電の導入は、民間や地方公共団体での実績はあるものの、国の施設においては現時点では実施されていない。このため、環境省において、PPA モデルを活用した太陽光発電導入の先行事例を作るべく、有望と思われる政府施設を保有する省庁に検討をお願いしているところ。

※：公共施設の屋根や公有地に事業者(第三者)が太陽光発電設備を設置し、政府は使用量に応じた電気料金を支払って、発電した電力を一般の電力系統を介さず直接使用するもの。初期費用、メンテナンス費用等は電気代として支払うため、導入時に費用がかからない。電力購入契約を締結することから PPA (Power Purchase Agreement：電力購入契約)と呼ばれる。

2. 政府における太陽光発電の PPA モデルでの導入の手引きについて

- 政府施設における PPA モデルを活用した太陽光発電の導入促進を図るため、今般、各府省庁向けに、「PPA モデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き」を作成した。(別紙参照)
- 本手引きは、政府職員向けに、導入の基本的な流れ、導入施設の選定方法、事業者選定の進め方等、PPA モデルでの太陽光発電設備導入に必要な業務について記載している。なお、今後、具体的な導入事例等を踏まえ、更新していく予定である。
- また、本手引きの内容は、PPA モデルを用いない場合にも共通する部分があるため、太陽光発電導入の検討の際に幅広く活用されることを期待している。

○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定） 抜粋

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデルの活用も検討する。